

定 款

目 次

第1章	総則 (第1条～第5条)
第2章	株式 (第6条～第10条)
第3章	株主総会 (第11条～第15条)
第4章	取締役及び取締役会 (第16条～第27条)
第5章	監査役 (第28条～第32条)
第6章	計算 (第33条～第34条)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、東京交通サービス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 東京都交通局等の施設の点検、保守管理業務及び同施設に係る各種工事の管理業務
- (2) 交通政策・交通機関の施設建設等に関する調査、情報処理及び測量・設計業務並びに施工監理業務
- (3) 建設工事業
- (4) 交通事業に関する調査・研究及び事務処理の受託
- (5) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告)

第5条 当社の公告方法は、官報に記載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、64,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡は、取締役会の承認を要する。

(株式の取扱)

第9条 当社の株主名簿への記載その他株式に関する諸手続きについては、取締役会で定めるところによる。

(基準日)

第10条 当社の定時株主総会において議決権を行使することができる株主は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

(招集権者)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が

これを招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(議決方法)

第14条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議長がこれに記名押印する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に3名以上の取締役を置く。

(選任)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補欠の選任)

第19条 取締役が任期満了前に退任したときは後任の取締役を選任する。ただし、第16条に定める員数に欠員を生じない場合は、取締役会の決議によりその選任を行わないことがある。

2 後任の取締役又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第20条 取締役の報酬等は、株主総会でこれを定める。

(代表取締役)

第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。

2 当社の代表取締役は1名とし、代表取締役を取締役社長とする。

3 代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、会社を代表する。

(役付取締役)

第22条 取締役社長のほか、取締役会の決議により役付取締役として専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集権者)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこ

れにあたる。

(招集通知)

第24条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より5日前に通知を発するものとする。ただし、全員の同意がある場合はこの限りでない。

(決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役会の決議事項について、当該事項について決議に加わることができる取締役全員が書面によりその提案に同意し、監査役からも異議がなされないときは、その提案を可決する取締役会の決議があったものとする。

(議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第5章 監査役

(員数)

第28条 当会社に1名以上の監査役を置く。

(選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の後任として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条 削除

(報酬)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会でこれを定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日の1年とする。

(剰余金の配当)

第34条 当会社の定時株主総会の決議によって剰余金の配当を受けることができる株主は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主とする。

附則 (平成18年8月30日 会社法第319条を適用したみなし決議による変更)

第1条 この定款は、平成18年9月1日から実施する。

第2条 第18条に定める取締役の任期の規定は、平成17年3月31日の決算期に係る定時株主総会において選任された取締役より適用することとする。

第3条 第30条に定める監査役の任期の規定は、平成18年3月31日の決算期に係る定時株主総会において選任された監査役より適用することとする。

附則 この定款は、平成21年5月29日から施行する。

附則 この定款は、平成22年8月2日から施行する。